

令和 8 年 5 月 22 日  
環境再生保全機構  
石綿健康被害救済部

## 救済給付（未支給の療養手当）の支給誤りについて

石綿健康被害救済部給付課における救済給付（未支給の療養手当）の支給誤りについて、以下のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

### 1. 事案の概要

令和 7 年 12 月 19 日に請求者に救済給付（未支給の療養手当 4,258,670 円）を支給した件について、被認定者(申請中死亡者)が認定申請の基準日(※)には、既に指定疾病が治癒しているとみなされ、認定の有効期間に該当する期間が存在しないため、基準日を基準として支給するとされている医療費等の救済給付を支給することができない案件に支給していたもの。

※ 認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の 3 年前の日前である場合には、当該申請のあった日の 3 年前の日をいう。）

### 2. 事実経過

- (1) 令和 7 年 9 月 24 日 遺族給付の請求期限 6 か月前に当たり、担当者から遺族へ救済給付（葬祭料、救済給付調整金、未支給の医療費等）の請求勧奨。
- (2) 〳 10 月 16 日 遺族から「葬祭料請求書」、「未支給の医療費等の請求書」、「救済給付調整金請求書」を受領。
- (3) 〳 12 月 17 日 遺族に「未支給の医療費等の支給決定」他を通知。
- (4) 〳 12 月 19 日 遺族に未支給の療養手当 4,258,670 円を支給。
- (5) 令和 8 年 1 月 14 日 「葬祭料請求書」の審査時に当該申請に係る指定疾病は基準日前に治癒していることが判明、未支給の療養手当 4,258,670 円を誤って支給したことが発覚。
- (6) 〳 1 月 15 日 担当課長から遺族へ誤支給について電話にて謝罪。
- (7) 〳 1 月 24 日 担当課長ほか遺族を訪問。経緯・概要説明及び謝罪を行う。
- (8) 〳 3 月 7 日 担当課長ほか遺族を訪問。誤支給の救済給付返還について依頼。
- (9) 〳 3 月 25 日 「未支給の医療費等支給決定の取り消し及び不支給決定について（通知）」、「葬祭料の不支給決定について（通知）」、「救済給付調整金の不支給決定について（通知）」、「救済給付の返還請求について（通知）」を发出し、4 月 9 日遺族からの返還を確認。

### 3. 再発防止策

- (1) 「治癒」案件が支給対象とならないよう、認定給付システム（以下「システム」という。）の改修を実施。

※システム改修を終えるまでは、「治癒案件管理表」を作成し対応。

- (2) マニュアルの見直しを行い、「治癒」案件の確認プロセスを再整理。

以上